

●規程改正案の概要

要 旨	国及び山梨県の一般職の病気休暇制度等の改定及び他の医療機関の専修医の給与水準に鑑み、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」、「非常勤嘱託等就業規則」及び「臨時職員等就業規則」の改正を行う。												
内 容	<p>1. 「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」</p> <p>(傷病休暇)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定傷病休暇の期間は、連続して90日(理事長が特に認める疾病(※1)の場合は180日)を超えることはできない。…【第17条第1項】 <li style="margin-left: 2em;">※1：精神疾患、脳血管疾患、悪性新生物、妊娠に起因する疾患、 難病指定の疾患、結核性疾患 ○ 連続する8日以上の特病傷病休暇を使用した職員が、当該休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に再び特定傷病休暇を使用した場合、前後の休暇の期間は連続しているものとみなす。…【第17条第2項】 ○ 経過措置 施行日に、施行日前から引き続き特定傷病休暇により勤務しない職員は、当該特定傷病休暇に限り適用しない。ただし、改正後に引き続き特定傷病休暇を使用することになった場合等の特定傷病期間の期間計算は、施行日以降の特定傷病休暇を使用した日を改正後の特定傷病休暇を使用したものとみなす。 <p>(ボランティア休暇)</p> <p>東日本大震災に伴うボランティア休暇の特例(年7日(通常5日))を適用する期限を平成23年12月31日から平成24年12月31日に延長。 …【附則第3条(第18条の表4の項の読替)】</p> <p>2. 「非常勤嘱託等就業規則」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専修医及び研修医の無給休暇の取得を可能とする規定の整備。…【第15条】 ○ 専修医の報酬額を次のとおり改正。…【別表5】 <table style="margin-left: 2em; border: none;"> <tr> <td>月額 380,000 円</td> <td>→</td> <td>医師として勤務した経験年数に応じて決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3年未満 月額 450,000 円(3年目)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3年以上4年未満 月額 490,000 円(4年目)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4年以上 月額 530,000 円(5年目)</td> </tr> </table> <p>3. 「臨時職員等就業規則」</p> <p>大学6卒の薬剤師の賃金の日額単価を新設。…【別表3】</p>	月額 380,000 円	→	医師として勤務した経験年数に応じて決定			3年未満 月額 450,000 円(3年目)			3年以上4年未満 月額 490,000 円(4年目)			4年以上 月額 530,000 円(5年目)
月額 380,000 円	→	医師として勤務した経験年数に応じて決定											
		3年未満 月額 450,000 円(3年目)											
		3年以上4年未満 月額 490,000 円(4年目)											
		4年以上 月額 530,000 円(5年目)											
施行期日	平成24年4月1日から施行する。												

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新	旧
<p>(傷病休暇)</p> <p>第17条 傷病休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における<u>休暇とし、その期間は、そのつど必要と認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合の傷病休暇（以下この条において「特定傷病休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日その他の理事長が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日（理事長が特に認める疾病にかかった場合は180日。以下同じ。）を超えることはできない。</u></p> <p>一 生理日の就業が著しく困難な場合</p> <p>二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合</p> <p>三 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員安全衛生管理規程第13条第1項の表に規定する生活規正の面Bの区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的な<u>養護措置を受けた場合</u></p> <p>2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続す</p>	<p>(傷病休暇)</p> <p>第17条 傷病休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における1日又は1時間を単位とする<u>休暇とし、その期間は、そのつど必要と認められる必要最小限度の期間とする。</u></p>

る8日以上³の期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として理事長が定める場合）⁴にあっては、その日数を考慮して理事長が定める期間）の特定傷病休暇を使用した職員（この項の規定により特定傷病休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の理事長が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定傷病休暇を使用したときは、当該再度の特定傷病休暇の期間と直前の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定傷病休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限り、以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日

の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

4 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定傷病休暇の期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の傷病休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定傷病休暇を使用した日とみなす。

6 傷病休暇は、1日、1時間又は1分を単位とする。この場合において、1時間又は1分を単位とする傷病休暇を日に換算する場合には、前条第9項の規定を準用する。ただし、特定傷病休暇の期間の計算については、1時間又は1分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、1日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなす。

7 第1項ただし書、第2項から第5項及び前項ただし書の規定は、

2 1時間

を単位として使用した傷病休暇を日に換算する場合には、前条第8項、第9項及び第10項の規定を準用する。

条件付採用期間中の職員には適用しない。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

第3条 平成23年7月1日から平成24年12月31日までの間に
おける第18条の表4の項の適用については、同項中「5日」とあ
るのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第
118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域
内において、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東
日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の
配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあつては、7日）
以内」とする。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

第3条 平成23年7月1日から平成23年12月31日までの間に
おける第18条の表4の項の適用については、同項中「5日」とあ
るのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第
118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域
内において、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東
日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の
配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあつては、7日）
以内」とする。

非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(休暇)</p> <p>第15条 非常勤嘱託等 (日日雇用及び時間雇用の者を除く。以下、この条において同じ。)の勤務日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び1月2月29日から1月31日までの日にあたる場合は、当該日は有給の休暇とする。</p> <p>2 非常勤嘱託等 の年次休暇、有給休暇及び無給休暇は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 1週間の勤務日が5日以上、非常勤嘱託等、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤嘱託等の期間によって勤務形態が定められている非常勤嘱託等の期間で1年間の勤務日数が217日以上であるものが、雇用の日から6月継続して勤務した場合には、次の1年間において10日の年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>二 前号に掲げる非常勤嘱託等 が雇用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、次の1年間において10日に、別表1の上欄に掲げる継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次有給休暇を与えるものとする。(当該日数が20日を超える場合は20日)</p> <p>三 第1号に規定する以外の期間によって勤務形態を定められている非常勤嘱託等 で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものの年次有給休暇は、別表2のとおりとする。</p> <p>四・五 略</p>	<p>(休暇)</p> <p>第15条 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師(日日雇用及び時間雇用の者を除く。以下、この条において同じ。)の勤務日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び1月2月29日から1月31日までの日にあたる場合は、当該日は有給の休暇とする。</p> <p>2 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師の年次休暇、有給休暇及び無給休暇は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 1週間の勤務日が5日以上、非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師の期間によって勤務形態が定められている非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師で1年間の勤務日数が217日以上であるものが、雇用の日から6月継続して勤務した場合には、次の1年間において10日の年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>二 前号に掲げる非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師が雇用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、次の1年間において10日に、別表1の上欄に掲げる継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次有給休暇を与えるものとする。(当該日数が20日を超える場合は20日)</p> <p>三 第1号に規定する以外の期間によって勤務形態を定められている非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものの年次有給休暇は、別表2のとおりとする。</p> <p>四・五 略</p>

六 第1号から第4号までに定めのあるものほか、非常勤嘱託等に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

3 前2項に定めるものを除くほか、非常勤嘱託等

については、有給休暇は認めない。

六 第1号から第4号までに定めのあるものほか、非常勤嘱託等に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

3 前2項に定めるものを除くほか、非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師については、有給休暇は認めない。

4 専修医の年次休暇及び有給休暇は次の各号に定めるとおりとする。

二 雇用の日から6月継続して勤務した場合には、次の1年間において10日の年次休暇を与えるものとする。

三 前号に掲げる者が、1年6月以上勤務した場合には、次の1年において10日に別表2の上欄に掲げる継続勤務年数が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次休暇を与えるものとする。

(当該日数が20日を超える場合は20日)

三 前号に定めのある者のほか、1週間の勤務日が5日以上の専修医に別表3に掲げる有給休暇を与えるものとする

5 臨床研修医の年次休暇及び有給休暇は次の各号に定めるとおりとする。

二 雇用の日から6月継続して勤務した場合には、次の1年間において10日の年次休暇を与えるものとする。

三 前号に掲げる者が、1年6月以上勤務した場合には、継続勤務が1年6月を超えることとなる日から、次の1年において11日の年次休暇を与えるものとする。

三 前号に定めのある者のほか、1週間の勤務日が5日以上の研修医に別表3に掲げる有給休暇を与えるものとする

別表5（第16条関係）

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	次に掲げる医師として勤務した経験年数の区分に応じて、それぞれ次に定める額 Ⅰ 3年未満 月額450,000円 Ⅱ 3年以上4年未満 月額490,000円 Ⅲ 4年以上 月額530,000円	
特別報酬	略	略
宿直又は日直に 対する報酬	略	
時間外勤務に 対する報酬	略	
通勤手当に 相当する報酬	略	
分べん手当に 相当する報酬	一般職員の「分べん手当」の例による。	

別表5（第16条関係）

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	月額380,000円	
特別報酬	略	略
宿直又は日直に 対する報酬	略	
時間外勤務に 対する報酬	略	
通勤手当に 相当する報酬	略	

別表6（第16条関係）

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額 Ⅰ 第1年次研修医 月額300,000円 Ⅱ 第2年次研修医 月額320,000円	
特別報酬	1 基準日が6月1日のとき 5万円に、次に掲げる勤務期間の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ

別表6（第16条関係）

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	月額320,000円	
特別報酬	1 基準日が6月1日のとき 5万円に、次に掲げる勤務期間の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額 Ⅰ 2月以上 100分の100 Ⅱ 2月未満 100分の50	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ

	<p>イ 2月以上 100分の100 ロ 2月未満 100分の50</p> <p>2 基準日が12月1日のとき 1月の報酬額に、次に掲げる勤務期間の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を乗じた額</p> <p>イ 6月以上 100分の100 ロ 5月以上6月未満 100分の80 ハ 3月以上5月未満 100分の60 ニ 3月未満 100分の30</p>	<p>「基準日」という。）にそれぞれ在職するこ と。これら 基準日前1 月以内に退 職した研修 医について も、同様と する。</p>	<p>2 基準日が12月1日のとき 1月の報酬額に、次に掲げる勤務期間の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ 6月以上 100分の100 ロ 5月以上6月未満 100分の80 ハ 3月以上5月未満 100分の60 ニ 3月未満 100分の30</p>	<p>在職するこ と。これら 基準日前1 月以内に退 職した研修 医について も、同様と する。</p>
<p>通勤手当に相当する報酬</p>	<p>正規医師の例により通勤手当の対象となる研修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、支給限度額は月15,000円。</p> <p>イ 交通機関を利用する者 正規医師の例により計算した額</p> <p>ロ 交通用具を利用する者 正規医師の例により計算した額を5で除し、その額に週平均勤務日数を乗じた額</p>	<p>通勤手当に相当する報酬</p>	<p>正規医師の例により通勤手当の対象となる研修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、支給限度額は月15,000円。</p> <p>イ 交通機関を利用する者 正規医師の例により計算した額</p> <p>ロ 交通用具を利用する者 正規医師の例により計算した額を5で除し、その額に週平均勤務日数を乗じた額</p>	
<p>宿直又は日直に對する報酬</p>	<p>20,000円/回 ただし、1回の宿直勤務時間が5時間未満の場合、10,000円</p>	<p>第2年次研修医師のみ</p>	<p>月額300,000円</p>	

	<p>第 2 年 次 研 修 医</p>	<p>特別報酬</p>	<p>1 基準日が6月1日のとき 5万円 に、次に掲げる勤務期間の区分に応じ て、それぞれ次に掲げる割合を乗じて 得た額</p> <p>イ 2月以上 100分の100 ロ 2月未満 100分の50</p> <p>2 基準日が12月1日のとき 1月の 報酬額に、次に掲げる勤務期間の区分 に応じて、それぞれ次に掲げる割合を 乗じて得た額</p> <p>イ 6月以上 100分の100 ロ 5月以上6月未満 100分の80 ハ 3月以上5月未満 100分の60 ニ 3月未満 100分の30</p>	<p>6月1日及 び12月1 日（以下 「基準日」 という。） にそれぞれ 在職するこ と。これら 基準日前1 月以内に退 職した研修 医について も、同様と する。</p>
	<p>通勤手当に 相当する報 酬</p>	<p>正規医師の例により通勤手当の対象と なる研修医については、次の区分に応じ て当該各号に掲げる額（その額に1円未 満の端数がある場合は、その端数を切り 捨てた額）。ただし、支給限度額は月1 5,000円。</p> <p>イ 交通機関を利用する者 正規医師の例により計算した額</p> <p>ロ 交通用具を利用する者 正規医師の例により計算した額を5で除 し、その額に週平均勤務日数を乗じた額</p>	<p>20,000円/回 ただし、1回の宿日直勤務時間が5時</p>	
	<p>宿直又は日 直に対する</p>	<p>20,000円/回 ただし、1回の宿日直勤務時間が5時</p>		

		報酬	間未満の場合、10,000円	
--	--	----	----------------	--

臨時職員等就業規則 新旧対照表

新				旧			
別表3 (第17条関係)				別表3 (第17条関係)			
1 略				1 略			
2 特例計算				2 特例計算			
職 種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)	職 種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
薬剤師	医療(二) 2-17※2	204,000	9,750	—	—	—	—
薬剤師、臨床検査技師、 作業療法士、栄養士、 放射線技師	医療(二) 2-5※3	略	略	薬剤師、臨床検査技師、 作業療法士、栄養士、 放射線技師	医療(二) 2-5※2	略	略
臨床検査技師、 作業療法士	医療(二) 1-21※4	略	略	臨床検査技師、 作業療法士	医療(二) 2-5※3	略	略
栄養士、歯科衛生士	医療(二) 1-13※5	略	略	栄養士、歯科衛生士	医療(二) 2-5※4	略	略
※1 略	略	略	略	※1 略	略	略	略
※2 大卒に適用	略	略	略	—	略	略	略
※3 大卒に適用	略	略	略	※2 大卒に適用	略	略	略
※4 短大3卒に適用	略	略	略	※3 短大3卒に適用	略	略	略
※5 短大卒に適用	略	略	略	※4 短大卒に適用	略	略	略

3・4 略

- 5 事務職給料表を適用する技術系職員の産育休代替、欠員補充、休職代替として代替業務を行う場合

日額単価 (基礎号給/21)	基礎号給	給料月額
8,100	行政1-24	169,500

当該単価の利用については、理事長が特に必要と認められる場合に限るものとし、事前に本部総務課へ協議しなければならぬ。

3・4 略

- 5 事務職給料表を適用する技術系職員の産育休代替、欠員補充、休職代替として代替業務を行う場合

日額単価 (基礎号給/21)	基礎号給	給料月額
8,100	行政1-24	169,500